

○数値の算定及び等級の格付け要領（昭和 55 年 12 月 1 日港管第 3722 号）の一部改正について 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p>（客観的事項の審査項目）</p> <p>第 3 条 要領第 7 条第 1 項各号に掲げる工事の客観的事項の審査項目は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） 技術力</p> <p>イ 客観的事項の審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者（以下「技術職員」という。）の数（ただし、1 人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は 2 までとする。）</p> <p>① 建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者（同法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、同法第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を当期事業年度開始日の直前 5 年以内に受講したものに限る。）</p> <p>② 建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者であって、①に掲げる者以外の者</p> <p>③ 建設業法第 26 条第 3 項但し書きの適用を受ける監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）であって、①及び②に掲げる以外の者</p> <p>④ 登録基幹技能者講習（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条の 3 第 2 項第 2 号の登録を受けた講習をいう。）を修了した者であって①、②及び③に掲げる者以外の者</p> <p>⑤ 建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法</p>	<p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p>（客観的事項の審査項目）</p> <p>第 3 条 要領第 7 条第 1 項各号に掲げる工事の客観的事項の審査項目は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） 技術力</p> <p>イ 客観的事項の審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者（以下「技術職員」という。）の数（ただし、1 人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は 2 までとする。）</p> <p>① 建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者（同法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、同法第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を当期事業年度開始日の直前 5 年以内に受講したものに限る。）</p> <p>② 建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者であって、①に掲げる者以外の者</p> <p>③ 登録基幹技能者講習（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条の 3 第 2 項第 2 号の登録を受けた講習をいう。）を修了した者であって①及び②に掲げる者以外の者</p> <p>④ 建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法</p>

第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって①、②、③及び④に掲げる者以外の者

⑥ 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で①、②、③、④及び⑤に掲げる者以外の者

ロ 当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高

(4) (略)

2 (略)

(客観的事項の審査項目の審査数値)

第3条の2 要領第7条第1項各号に掲げる工事の客観的事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 技術力；次のイに定める数値に5分の4を乗じたものと、ロに定める数値に5分の1を乗じたものを合計して得た点数とする。

イ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数に、1級技術者であって監理技術者資格証保有者かつ監理技術者講習受講者にあつては、6を、1級技術者にあつては、5を、**監理技術者補佐にあつては、4を、**基幹技能者受講者であつて1級技術者**及び監理技術者補佐**以外の者にあつては、3を、2級技術者にあつては、2を、その他の技術者にあつては、1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値を、希望工事区分ごとに求め、これらが別表4の技術職員数値の欄のいずれに該当するか求める。

第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて①、②及び③に掲げる者以外の者

⑤ 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で①、②、③及び④に掲げる者以外の者

ロ 当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高

(4) (略)

2 (略)

(客観的事項の審査項目の審査数値)

第3条の2 要領第7条第1項各号に掲げる工事の客観的事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 技術力；次のイに定める数値に5分の4を乗じたものと、ロに定める数値に5分の1を乗じたものを合計して得た点数とする。

イ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数に、1級技術者であつて監理技術者資格証保有者かつ監理技術者講習受講者にあつては、6を、1級技術者にあつては、5を、**基幹技能者受講者であつて1級技術者以外の者にあつては、3を、**2級技術者にあつては、2を、その他の技術者にあつては、1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値を、希望工事区分ごとに求め、これらが別表4の技術職員数値の欄のいずれに該当するか求める。

<p>ロ 元請完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高については、そのいずれかの額が、別表 5 の種類別年間平均元請完成工事高の欄のいずれかに該当するかを許可を受けた建設業に係る建設工事の種類ごとに求める。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第 3 条の 3～第 7 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1. この要領は、昭和 64 年 1 月 1 日から適用する。ただし、昭和 63 年 12 月末日までに資格の審査を申請した者及び適用日以後に発注する昭和 63 年度工事に係る共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>2. 要領第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる工事に係る第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる審査項目の審査数値は、当分の間、第 3 条の 2 第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、1 級技術者の数、2 級技術者の数及びその他技術者の数の合計数値に応じた別表 3 の点数欄の点数とする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成 7 年 1 月 1 日から適用する。ただし、平成 6 年度の資格審査に係る数値の算定及び等級の格付けについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成 9 年 9 月 1 日付け港管第 2136 号)</p> <p>この通達は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 10 年 12 月 17 日付け港管第 2374 号)</p> <p>この改正は、平成 11・12 年度の資格審査から適用し、平成 9・10 年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成 13 年 1 月 23 日付け港管第 23 の 7 号)</p>	<p>ロ 元請完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高については、そのいずれかの額が、別表 5 の種類別年間平均元請完成工事高の欄のいずれかに該当するかを許可を受けた建設業に係る建設工事の種類ごとに求める。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第 3 条の 3～第 7 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1. この要領は、昭和 64 年 1 月 1 日から適用する。ただし、昭和 63 年 12 月末日までに資格の審査を申請した者及び適用日以後に発注する昭和 63 年度工事に係る共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>2. 要領第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる工事に係る第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる審査項目の審査数値は、当分の間、第 3 条の 2 第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、1 級技術者の数、2 級技術者の数及びその他技術者の数の合計数値に応じた別表 3 の点数欄の点数とする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成 7 年 1 月 1 日から適用する。ただし、平成 6 年度の資格審査に係る数値の算定及び等級の格付けについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成 9 年 9 月 1 日付け港管第 2136 号)</p> <p>この通達は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 10 年 12 月 17 日付け港管第 2374 号)</p> <p>この改正は、平成 11・12 年度の資格審査から適用し、平成 9・10 年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成 13 年 1 月 23 日付け港管第 23 の 7 号)</p>
--	--

<p>この改正は、平成 13・14 年度の資格審査から適用し、平成 11・12 年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 15 年 3 月 31 日付け国港管第 802 号）</p> <p>この改正は、平成 15・16 年度の資格審査から適用し、平成 13・14 年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 16 年 10 月 27 日付け国港管第 639 号）</p> <p>本通達は、平成 17・18 年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成 15・16 年度の資格審査については、なお従前のおりとする。</p> <p>附 則（平成 19 年 2 月 13 日付け国港総第 713 号）</p> <p>この改正は、平成 19・20 年度の資格審査から適用し、平成 17・18 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。</p> <p>附 則（平成 21 年 3 月 31 日付け国港総第 980 号）</p> <p>この改正は、平成 21・22 年度の資格審査から適用し、平成 19・20 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。</p> <p>附 則（平成 23 年 3 月 24 日付け国港総第 800 号）</p> <p>この改正は、平成 23・24 年度の資格審査から適用し、平成 21・22 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。ただし、平成 23 年 8 月 31 日までにを行う申請において、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 22 年国土交通省告示第 1175 号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の第 3 条から第 3 条の 3 により取り扱うこととする。</p> <p>附則（平成 25 年 3 月 15 日付け国港総第 528 号）</p> <p>この改正は、平成 25・26 年度の資格審査から適用し、平成 23・24 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。</p> <p>附 則（平成 27 年 3 月 13 日付け国港総第 480 号）</p> <p>本通達は、平成 27・28 年度の資格審査から適用し、平成 25・26 年度の資格審査については、なお従前の例による。ただし、第 3 条第 4 項イ⑤、ト及びリ並びに第 3 条の 2 第 5 項リの改正は、要領第 3 条第 1 項第 2 号に</p>	<p>この改正は、平成 13・14 年度の資格審査から適用し、平成 11・12 年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 15 年 3 月 31 日付け国港管第 802 号）</p> <p>この改正は、平成 15・16 年度の資格審査から適用し、平成 13・14 年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成 16 年 10 月 27 日付け国港管第 639 号）</p> <p>本通達は、平成 17・18 年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成 15・16 年度の資格審査については、なお従前のおりとする。</p> <p>附 則（平成 19 年 2 月 13 日付け国港総第 713 号）</p> <p>この改正は、平成 19・20 年度の資格審査から適用し、平成 17・18 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。</p> <p>附 則（平成 21 年 3 月 31 日付け国港総第 980 号）</p> <p>この改正は、平成 21・22 年度の資格審査から適用し、平成 19・20 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。</p> <p>附 則（平成 23 年 3 月 24 日付け国港総第 800 号）</p> <p>この改正は、平成 23・24 年度の資格審査から適用し、平成 21・22 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。ただし、平成 23 年 8 月 31 日までにを行う申請において、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 22 年国土交通省告示第 1175 号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の第 3 条から第 3 条の 3 により取り扱うこととする。</p> <p>附則（平成 25 年 3 月 15 日付け国港総第 528 号）</p> <p>この改正は、平成 25・26 年度の資格審査から適用し、平成 23・24 年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。</p> <p>附 則（平成 27 年 3 月 13 日付け国港総第 480 号）</p> <p>本通達は、平成 27・28 年度の資格審査から適用し、平成 25・26 年度の資格審査については、なお従前の例による。ただし、第 3 条第 4 項イ⑤、ト及びリ並びに第 3 条の 2 第 5 項リの改正は、要領第 3 条第 1 項第 2 号に</p>
--	--

掲げる書類が建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成 26 年国土交通省告示第 1055 号)による改正前の建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成 20 年国土交通省告示第 85 号)に基づき審査されている場合には、適用しない。

附 則(平成 29 年 3 月 14 日付け国港総第 519 号)

本通達は、平成 29・30 年度の資格審査から適用し、平成 27・28 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則(平成 30 年 3 月 28 日付け国港総第 620 号)

本通達は、平成 29・30 年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成 29 年 国土交通省告示第 1196 号)による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

附 則(平成 31 年 3 月 13 日付け国港総第 627 号)

本通達は、平成 31・32 年度の資格審査から適用し、平成 29・30 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則(令和 3 年 3 月 18 日付け国港総第 726 号)

本通達は、令和 3・4 年度の資格審査から適用し、平成 31・32 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則(令和 3 年 6 月 10 日付け国港総第 129 号)

本通達は、令和 3・4 年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(令和 3 年 国土交通省告示第 246 号)による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

掲げる書類が建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成 26 年国土交通省告示第 1055 号)による改正前の建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成 20 年国土交通省告示第 85 号)に基づき審査されている場合には、適用しない。

附 則(平成 29 年 3 月 14 日付け国港総第 519 号)

本通達は、平成 29・30 年度の資格審査から適用し、平成 27・28 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則(平成 30 年 3 月 28 日付け国港総第 620 号)

本通達は、平成 29・30 年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成 29 年 国土交通省告示第 1196 号)による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

附 則(平成 31 年 3 月 13 日付け国港総第 627 号)

本通達は、平成 31・32 年度の資格審査から適用し、平成 29・30 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附 則(令和 3 年 3 月 18 日付け国港総第 726 号)

本通達は、令和 3・4 年度の資格審査から適用し、平成 31・32 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。